

通所型サービス A における市長が別に定める基準を満たす自立支援促進体制

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 1 の 6 通所型サービス A 費の表へ自立支援促進体制加算注の市長が別に定める基準を満たす自立支援促進体制は次の基準を満たすものとする。

- (1) 介護予防に資するプログラムを実施すること。
- (2) 利用者にどのような運動機能の向上・改善が見込まれるかを具体的に届出ること。
- (3) 利用者の人数に対するスタッフの配置数、利用者に対する実施頻度等を届出ること。
- (4) 定期的な効果測定の実施及びその経過記録を整備し、市から求めがあった場合は、当該測定結果を提示すること。
- (5) 取り組み内容について利用者に説明し、取り組み内容について説明を受けたことを証する書類（重要事項説明書等）を保管すること。